

騒音・振動・悪臭規制マニュアル

平成30年4月改訂

山梨県森林環境部大気水質保全課

目 次

○ <騒音に係る環境基準>	
1 騒音に係る環境基準	1
2 騒音に係る環境基準の地域指定	2
<騒音規制法に基づく規制>	
1 特定施設	3
2 特定施設に係る規制基準	4
3 特定建設作業	5
4 特定建設作業に係る規制基準	6
5 事務手続き	7
6 自動車騒音の要請限度	8
<振動規制法に基づく規制>	
1 特定施設	9
2 特定施設に係る規制基準	10
3 特定建設作業	10
4 特定建設作業に係る規制基準	11
5 事務手続き	12
6 道路交通振動の要請限度	12
<悪臭防止法に基づく規制>	
1 規制対象施設	13
2 規制基準	13
3 畜産農業に係る悪臭苦情について	15
<山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく規制>	
1 騒音に係る特定施設	16
2 騒音に係る規制基準	16
3 特定建設作業	16
4 特定建設作業に係る規制基準	17
5 拡声機拡声騒音規制	18
6 深夜営業騒音規制	18
7 事務手続き	19
<山梨県生活型悪臭対策指導指針>	20
<参考事項>	
・騒音・振動・悪臭の規制基準の区域区分	22
・騒音対策の手順	23
・測定機器の管理	23
・公害防止管理者等の選任	23
・事務処理上の留意事項（騒音規制法関係）	24
・規制地域及び環境基準の指定地域の状況	26

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、行政上、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものである。

1 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

一般地域（等価騒音レベル、単位：デシベル）

地域の類型	昼 間	夜 間
A A	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

< 時間区分 >

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

< 地域の類型 >

A A：療養施設等が集合して設置される地域
 など特に静穏を要する地域
 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等
 の用に供される地域

道路に面する地域（等価騒音レベル、単位：デシベル）

地 域 の 区 分	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち道路に面する地域	65 以下	60 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

道路に面する地域のうち、幹線道路に面しているような住居等については、その騒音実態や居住実態等を踏まえ、特例として次表のとおり定められた。

昼 間	70 デシベル以下	夜 間	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。			

* 幹線交通を担う道路とは、次に掲げる道路をいう。

(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

(2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

* 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

2 騒音に係る環境基準の地域指定

騒音に係る環境基準を適用する地域の指定権限は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」(平成5年政令第371号)により知事または市長に委任されている。

本県では、この環境基準の地域類型を当てはめる地域について、都市計画法で定める用途地域に準じて現在17市町内の地域を指定し、告示している。

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年山梨県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

市川三郷町、富士川町、身延町、昭和町及び富士河口湖町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 (同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

* 本県ではA A類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

市の区域に係る類型指定は、各市が告示をしている。

類型の当てはめをしている市

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市

騒音規制法に基づく規制

1 特定施設（法第2条、令第1条別表第1）

特 定 施 設		規 模 要 件 等
1 金 属 加 工 機 械	イ 圧 延 機 械	原動機の定格出力の計が22.5kW以上
	ロ 製 管 機 械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上
	ニ 液 圧 プ レ ス	矯正プレスを除く
	ホ 機 械 プ レ ス	呼び加圧能力294キロニュートン（30重量トン）以上
	ヘ せ ん 断 機	原動機の定格出力が3.75kW以上
	ト 鍛 ^{タン} 造 機	
	チ ワイヤーフォーミングマシン	
	リ プ ラ ス ト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	ヌ タ ン プ ラ ー	
	ル 切 断 機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織 機	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	気ほうコンクリートプラントを除き、
	イ コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5KW以上

7 木材加工機械	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チ ッ パ ー	原動機の定格出力が2.25 kW以上
	ハ	破 木 機	
	ニ	帯 の こ 盤	製材用：原動機の定格出力が1.5 kW以上
	ホ	丸 の こ 盤	木工用：原動機の定格出力が2.25 kW以上
	ヘ	か ん な 盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上
8	抄 紙 機		
9	印 刷 機 械	原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳 ^イ 型 造 型 機	ジョルト式のもの	

2 特定施設に係る規制基準（法第3条・4条）

昭和52年山梨県告示第66号

区域の区分	図面の色分け	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	緑 色	50	45	40
第2種区域	黄 色	55	50	45
第3種区域	赤 色	65	60	50
第4種区域	青 色	70	65	60

（単位：デシベル）

<時間区分>

昼間：午前 8時から午後 7時まで

朝：午前 6時から午前 8時まで

夕：午後 7時から午後10時まで

夜間：午後10時から午前 6時まで

<区域区分>

第1種：特に静穏の保持を必要とする区域

第2種：静穏の保持を必要とする区域

第3種：騒音の発生を防止する区域

第4種：著しい騒音の発生を防止する区域

ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

上表は、忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。

（平成24年4月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている）

3 特定建設作業（法第2条、令第2条別表第2）

特 定 建 設 作 業	規 模 要 件 等
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又は くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除 く）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日にお ける当該作業に係る2地点間の最大距離が50メー トルを越えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原 動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行なう作業	・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。 ・アスファルトプラントは、混練機の混練重量が 200kg以上のものに限る。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設 けて行なう作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	バックホウは、環境庁長官が指定するものを除き、原 動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし て環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力 が70kW以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとし て環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力 が40kW以上のものに限る。

- * 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものとは、低騒音型・
低振動型建設機械であつて平成9年9月22日付け環境庁告示第54号等で公示された型式の機種
- * 当該作業が、その作業を開始した日に終わるものを除く。（令第2条）

4 特定建設作業に係る規制基準

(法第15条、昭和43年厚生省、建設省告示第1号)

昭和52年山梨県告示第67号

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベル以下
作業時刻に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間を超えて行なわないこと(開始日に終了する場合を除く。)
	別表第2号区域	14時間を超えて行なわないこと(開始日に終了する場合を除く。)
作業期間に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜休日に行なわないこと
勧告・命令の内容	別表第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる。
	別表第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる。

* 例外措置

災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

* 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。

< 区域の区分 >

別表第1号区域	特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域 第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
別表第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

上表(区域の区分)は、県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)

5 事務手続き

条 項	届 出 の 種 類	届 出 義 務 期 間
第6条	特定施設の設置の届出（新規特定工場）	設置工事着手30日前まで
第7条	特定施設の使用の届出（経過措置）	特定施設、又は指定地域になって30日以内
第8条	特定施設の種類ごとの数、及び騒音防止の方法の変更届出	工事着手30日前まで
第10条	氏名、名称、住所、及び所在地の変更、特定施設的全廃届出	当該事実が発生した日から30日以内
第11条	特定施設の承継の届出	承継の日から30日以内
第14条	特定建設作業の実施の届出	作業開始の7日前まで

* 上記の届出先は、関係市役所又は関係町村役場に行く。

変更届出の例外規定による届出を要しない範囲（法第8条、規則第6条）

特定施設の種類ごとの数を減少する場合

<例> 機械プレスの数をも5台としていたのを4台以下に減少する場合

なお、機械プレスを全部なくすことにより当該工場等が特定工場等ではなくなる場合には、法第10条の特定施設全廃届出を要することになる。

特定施設の数をも当該特定施設の種類に係る直近の届出の数の2倍以内の数に増加する場合

<例> 機械プレスの届出済み数をも5台の場合、その2倍以内、すなわち5台以内の増設する場合は届出を要しない。この場合、「直近の届出により届け出た数」という点に注意すること。

<例> 最初の届出 5台

第1次増設 5台（計10台）～届出を要しない。

第2次増設 1台（計11台）～最初の5台に比べて2倍を超えているので届出を要する。

第3次増設 10台（計21台）～直近の届出数の2倍以内なので届出を要しない。

第4次増設 2台（計23台）～直近の届出数の2倍を超えるので届出を要する。

また、特定施設を更新する場合や特定施設の大型化（例えば490キロニュートンのプレスを980キロニュートンのプレスにする）の場合は、特定施設の種類毎の数の増加ではないので届出を要さない。

ただし、従来設置していなかった種類の特定施設を設置しようとする場合は届出を要する。

例えば、機械プレスを5台設置していた場合に2台に減少し、代わりに液圧プレスを設置する場合機械プレスの減少についての届出は要しないが、新たに設置する液圧プレスの届出は必要となる。

音の大きさの増加を伴わないと客観的に判断される騒音防止の方法を変更する場合

<例> 騒音防止の方法として、消音器に代えて防音効果の大きい防音壁を設置するような場合

6 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令
(平成12年3月2日総理府令第15号)

<要請限度値> (等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 6時~22時	夜 間 22時~6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち1車線を有する道路に面する区域	75	70

* 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間 75デシベル	夜間 70デシベル
-----------	-----------

(注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

<区域の区分>

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事が定める区域の区分

平成12年3月30日山梨県告示第161号

- ・ a区域: 第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- ・ b区域: 第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた地域
- ・ c区域: 第3種区域及び第4種区域

備考1: 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和52年山梨県告示66号)に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

2: 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

上記の<区域の区分>は、県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)

振動規制法に基づく規制

1 特定施設（法第2条、令第1条別表第1）

特定施設			規模要件等
1 金属加工機械	イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ	機械プレス	
	ハ	せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上
	ニ	鍛造機	
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 kW以上
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5 kW以上
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機 ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5 kW以上
4	織機		原動機を用いるもの
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上
	コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10 kW以上
	コンクリート柱製造機械		
6	木材加工機械		
	イ	ドラムバーカー	
	ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.2 kW以上
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2 kW以上
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機		カレンダーロール機以外のものであって、原動機の定格出力が30 kW以上
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型造機		ジヨルト式のものに限る

* 圧縮機とは、空気や各種ガスなどの気体を機械的に圧縮する機械で、送風機に比して圧力比の高いものをいう。冷凍機に用いられているものは含まない。

2 特定施設に係る規制基準 (法第3条・4条)

昭和54年山梨県告示第100号

区域の区分	図面の色分け	昼間	夜間
第1種区域	緑色	60	55
第2種区域	黄色又は赤色	65	60

(単位：デシベル)

<時間区分>

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

<区域区分>

第1種：良好な住居環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域

第2種：住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域

* ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

上表は、忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている)

3 特定建設作業 (法第2条、令第2条別表第2)

特 定 建 設 作 業	
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破壊機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業 (舗装版破壊機と同様に2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

4 特定建設作業に係る規制基準

(法第15条、規則第11条別表第1)

昭和54年山梨県告示第101号

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	付表第1号区域 付表第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベル以下
作業時刻に関する基準	付表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	付表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	付表第1号区域	10時間を超えて行なわないこと(開始日に終了する場合を除く)
	付表第2号区域	14時間を超えて行なわないこと(開始日に終了する場合を除く)
作業期間に関する基準	付表第1号区域 付表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	付表第1号区域 付表第2号区域	日曜日に行なわないこと

* 例外措置

災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

< 区域の区分 >

付表第1号区域	規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
付表第2号区域	指定地域のうち、第1号区域以外の区域

上表(区域の区分)は、県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)

5 事務手続き

条 項	届 出 の 種 類	届 出 義 務 期 間
第6条	特定施設の設置の届出（新規特定工場）	設置工事着手30日前まで
第7条	特定施設の使用の届出（経過措置）	特定施設、又は指定地域になって30日以内
第8条	特定施設の種別及び能力ごとの数、並びに振動の防止方法の変更届出	工事着手30日前まで
第10条	氏名、名称、住所、及び所在地の変更、特定施設の廃止届出	当該事実が発生した日から30日以内
第11条	特定施設の承継の届出	承継の日から30日以内
第14条	特定建設作業の実施の届出	作業開始の7日前まで

* 上記の届出先は、関係市役所又は関係町村役場に行く。

変更届出の例外規定による届出を要しない範囲（法第8条、規則第6条）

特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合

振動の防止方法の変更にあつては、振動の大きさ増加を伴わない場合

使用の方法の変更にあつては、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

6 道路交通振動の要請限度（法第16条、規則第12条別表第2）

昭和54年山梨県告示第102号

区 域 の 区 分	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

（単位：デシベル）

* 区域の区分、時間の区分は、特定施設に係る規制基準の区分に準ずる。（県内町村の指定地域のみ。平成24年4月からは、市の区域については、各市で区域の区分、時間の区分を定めている。）

* 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

* 振動レベルは、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

悪臭防止法に基づく規制

1 規制対象施設（法第1条）

悪臭防止法では、規制地域内に設置される工場・事業場は全て規制対象となり、特定施設はとっていない。

* 工場・事業場の概念に含まれない規制除外施設

- ・一般住宅
- ・自動車、船舶、航空機等の移動発生源
- ・建設工事、しゅんせつ、埋立て等のために一時的に設置される作業現場
- ・下水道の排水管、排水渠 等

2 規制基準（法第4条、令1条、規則第1～4条）

臭気指数規制

規制地域内において、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象。

工場、事業場から悪臭原因物が排出される形態には、

建屋・敷地全体から排出される場合

煙突など特定の気体排出口から排出される場合

排水水に含まれて事業場等の外に排出されて気化・蒸散する場合

の3つの形態が考えられるため、これに対応して3種類の規制基準を設けることとされている。

敷地境界線上における規制基準（1号基準）

平成16年山梨県告示496号

区 分	A 区 域	B 区 域	C 区 域
規制基準 (臭気指数)	13	15	17

上表は、忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている)

気体排出口の規制基準（2号基準）

の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47総理府令第39号。以下「規則」という。）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。

排水水における規制基準（3号基準）

の規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数。

A区域：主に住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

B区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

C区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

<参考>

臭気指数の導入について

県では、工場や事業場から発生する悪臭についてアンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに規制基準を定める「特定悪臭物質濃度規制」を行ってきた。

しかし、最近の悪臭苦情は、指定された悪臭物質以外のいろいろな物質が混ざり合った複合臭が原因となる事案が増加傾向にある。

そこで県では規制方法を見直し、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を判定する「臭気指数規制」に変更し、平成17年2月1日から施行した。

現在、県内の全ての地域で臭気指数規制が行なわれている。

臭気指数による方法

『臭気指数』とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（無臭水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値である。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

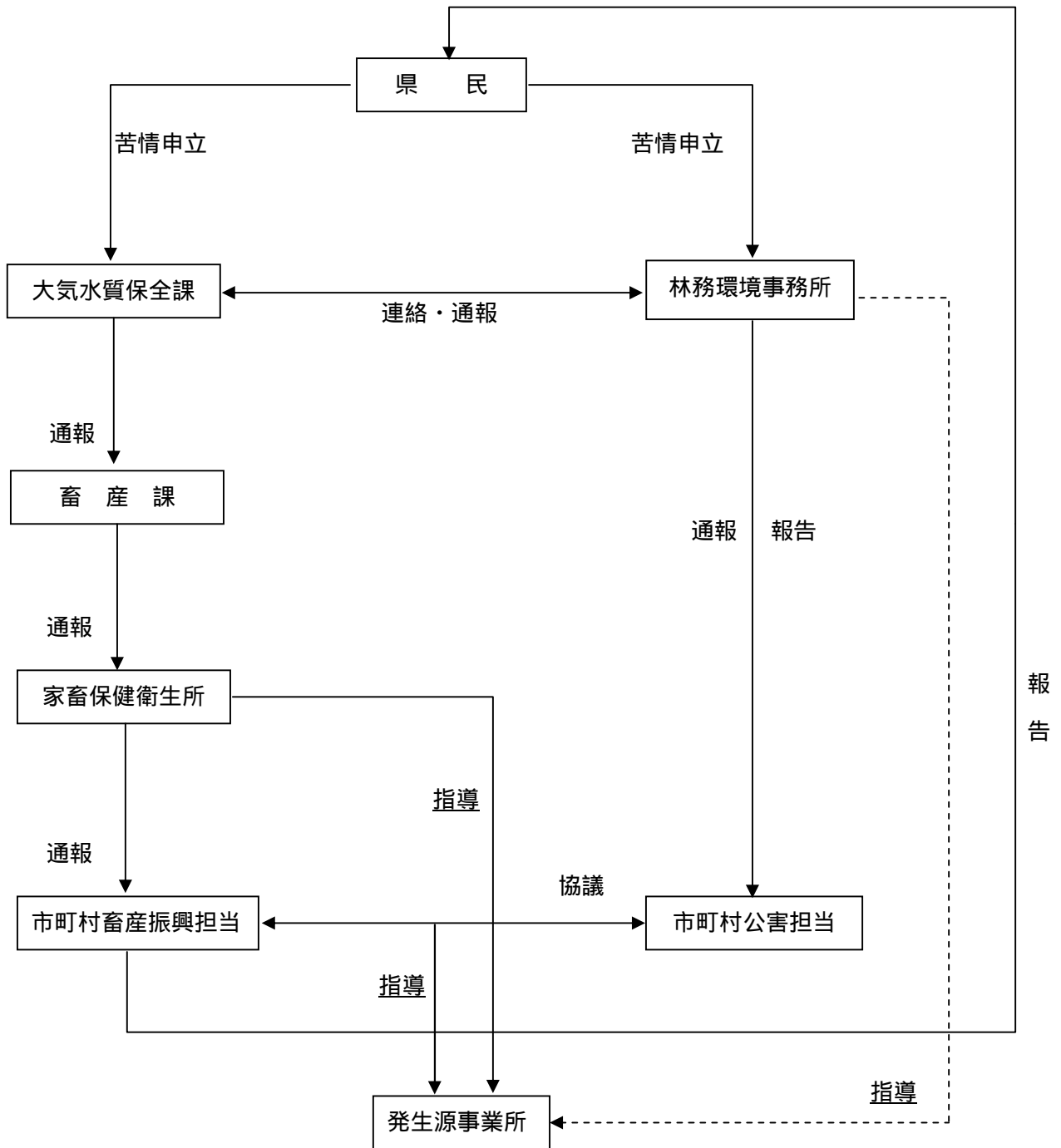
例えば、臭気を100倍に希釈したとき、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、臭気濃度は100、その臭気指数は20となる。なお、臭気を30倍に希釈したときの臭気指数は15、臭気を10倍に希釈したときの臭気指数は10となる。

3 畜産農業に係る悪臭苦情について

畜産農業に係る悪臭苦情が、林務環境事務所若しくは大気水質保全課にあった場合の苦情処理について、農政部畜産課と次のように合意しているので留意されたい。

- 1 畜産振興の立場から、第一義的には畜産サイドで対応する。
- 2 両サイドとも、市町村事務であるので、市町村内部の担当間調整を依頼する。

畜産悪臭苦情処理フロー



**山梨県生活環境の保全に関する
条例に基づく規制（騒音規制関係）**

1 騒音に係る特定施設（条例第2条第4項、規則第3条別表第2）

特 定 施 設	規 制 規 模 等
1 送風機	クーリングタワーに用いるものであって、原動機の定格出力が1.5 kW以上 7.5 kW未満のもの
2 機械プレス	金属加工用のもので、呼び加圧能力が98キロニュートン（10重量トン）以上294キロニュートン（30重量トン）未満のもの
3 空気圧縮機	原動機の定格出力が3.75 kW以上7.5 kW未満のもの
4 石材切削機	
5 コルゲートマシン	
6 コンクリートブロックマシン	
7 冷媒圧縮機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの

2 騒音に係る規制基準

特定工場に係る騒音の規制区域の区分及び規制基準については、騒音規制法に基づくものと同様

3 特定建設作業（条例第2条第6項、規則第4条別表第3）

特 定 建 設 作 業	規 制 規 模 等
1 くい打機を使用する作業	アースオーガーと併用する作業に限る
2 パワーショベルを使用する作業	最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するもの
3 バックホウ	原動機の定格出力が80 kW未満のものに限る
4 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

4 特定建設作業に係る規制基準

規制項目	区域の区分	くい打機	パワーショベル	バックホウ	コンクリートカッター
騒音の基準	第1号区域 第2号区域	85デシベル以下	75デシベル以下		
作業時刻に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時の間に発生するものでないこと			
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時の間に発生するものでないこと			
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間以内（開始日に終了する場合を除く）			
	第2号区域	14時間以内（開始日に終了する場合を除く）			
作業期間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続6日を超えないこと			
日曜・休日の基準	第1号区域 第2号区域	日曜・休日に行わないこと			
勧告・命令の内容	第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる。			
	第2号区域				

* 騒音の測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線の地点

* 規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

* 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

* 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が、騒音の大きさの基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず作業時間の短縮を命ずることができる。

5 拡声機拡声騒音規制 (条例第44条、規則第31条別表第7)

(1) 規制対象

商業宣伝を目的とした拡声機の使用

(2) 使用の禁止

学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲30メートルの区域における使用

ただし、祭礼、盆踊り等、慣習的行事の際に拡声機を使用する場合を除く。

航空機からの使用

(3) 拡声機の使用方法及び音量に関する遵守事項

午後7時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。

拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。

移動して拡声機を使用する場合は、1地点に停止して、連続して10分以上使用しないこと。

地上7メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

2台以上の拡声機を使用する場合は、5メートル以上の間隔をおくこと。

拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地境界線上の地点)の高さ1.2メートルの地点において、次に掲げる区域ごとの音量(デシベル)を超えないこと。

第1種区域	50	第2種区域	55	第3種区域	65	第4種区域	70
-------	----	-------	----	-------	----	-------	----

* 規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

6 深夜営業騒音規制 (条例第45条、規則第32条別表第7)

(1) 規制業種

飲食店営業

ボーリング場営業

ゴルフ練習場営業

ガソリンスタンド営業

映画館等興行場営業

材料置場における原木、鉄材等、重量物の積込み又は積降ろしの作業を伴う営業

(2) 規制基準

敷地境界線における、午後11時から翌日の午前6時の間の基準

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
40	45	50	55

(単位 : デシベル)

* 規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

* 騒音の測定場所は、営業場所の敷地境界線上。

* 祭礼、盆踊り等慣習的行事を行う際に営む営業に係る騒音については適用しない。

7 事務手続き

条例の届出は「山梨県の事務処理の特例に関する条例」により関係市役所又は関係町村役場に行う。

騒音に係る特定施設の届出

条 項	届出の種類	様 式	届出義務期間
第27条	特定施設の設置の届出	第5号様式	設置前30日前まで
第28条	" 使用の届出	第5号様式	特定施設となった日から30日以内
第29条	" 構造等の変更の届出	第6号様式	変更前30日前まで
第35条	" 氏名の変更等の届出	第7号様式	変更後30日以内
第35条	" 使用廃止届出	第9号様式	廃止後30日以内
第36条	" 承継の届出	第11号様式	承継後30日以内

* 特定施設の構造等の変更届出(第29条)については、施行規則第19条で定める次の軽微な変更の場合は届出を要しない。

- 1)同一作業場内における特定施設の配置の変更
- 2)特定施設の部品の取替え及び修理であって、その能力の変更を伴わないもの
- 3)特定施設の種類ごとの数を減少する場合又は直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合

特定建設作業の届出

条 項	届出の種類	様 式	届出義務期間
第40条	特定建設作業の届出	第14号様式	作業開始7日前まで

山梨県生活型悪臭対策指導指針（抜粋）

指針の目的等

1 目的

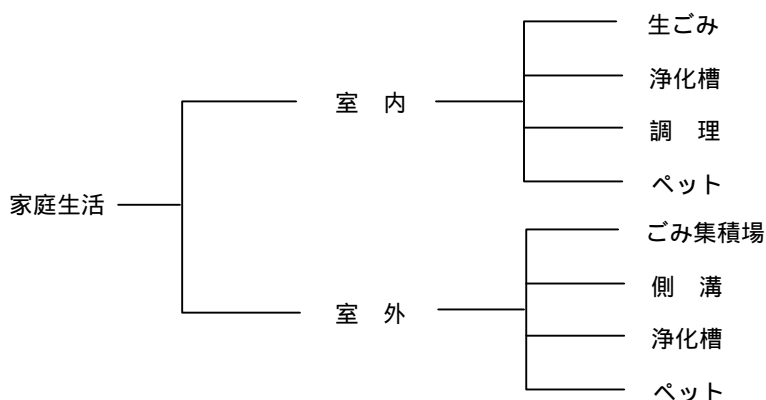
近年、人々の家庭生活に起因する浄化槽、ごみ処理、ペットの糞尿等の悪臭（以下「生活型悪臭」という。）が問題となっている。

また、平成7年4月に悪臭防止法が改正され、地方公共団体の責務として、悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定するよう努めることが新たに規定された。

そのため、これら生活型悪臭の防止対策の指導指針を定め、適正な対策指導を行うことにより、苦情発生の未然防止並びに適正処理を図り、もって生活環境の保全を推進することを目的とする。

2 生活型悪臭の発生形態

本指針における生活型悪臭とは、人の家庭生活に起因して発生する悪臭をいい、発生原因を次のように分類する。



3 適用の範囲

本指針は、家庭生活により発生する悪臭について、発生の防止並びに発生後の適正処理について適用する。

このため、工場・事業場等から発生する悪臭についてはこの指針では触れない。

4 運用

この指針は、生活型悪臭の防止対策を行うための主な対策を取りまとめたものであり、行政の指導指針とするとともに、住民が悪臭対策を行う場合の取り組みの指針とする。

対策

1 対策の基本的な考え方

(1) 発生の未然防止

悪臭対策の第一歩は、悪臭発生の未然防止である。

そのためには、日頃から生活環境を清潔にし、適正な施設の管理等を実施し、悪臭を発生させないように努める。

(2) 悪臭防止対策

悪臭防止対策を行うためには、悪臭の発生源を特定するとともに、悪臭の発生状況を把握する必要がある。

また、防止技術の選定にあたっては、発生源の種類、悪臭の発生状況等を考慮し適正な手段を選定する。生活型悪臭のように、一般に濃度が低く、影響を及ぼす範囲も限られている場合、このような発生源における臭気対策としては、小規模な設備での対応が可能であるため、簡易で安価な対策を検討する。

2 対策に係る検討

生活型悪臭の防止対策は、発生源の種類や発生状況により異なるが、対策に係る基本的な考え方は、次に示すとおりである。

- (1) 悪臭を発生する場所の改善
 - a 使用方法の改善
 - ・原材料の変更
 - ・原因物質の保管方法の改善
 - ・使用時間の変更
 - b 構造の改善
 - ・悪臭発生場所の密閉化
 - ・配置の変更
 - ・作業場所の変更
 - c 悪臭の排出方法の改善
 - ・排出口（煙突）の高さ、形状の変更
- (2) 防臭・脱臭設備の改良
 - a 室内の悪臭の捕集及び除去
 - ・建屋の密閉化及びフードの設置
 - b 防止設備の保守管理の改善
 - ・適正な維持管理
 - ・適正な稼働
- (3) その他悪臭の排出を減少させるための措置
 - a 浄化槽等の維持管理の改善
 - ・適正な管理、清掃
 - b 排水路等の改善
 - ・排水路の設置、暗きょ化
 - ・排水路の清掃管理
 - c 廃棄物（ゴミ、糞尿）の処理方法の改善
 - ・廃棄物の堆積場所
 - ・廃棄物の適正な処理、処分方法の検討
 - d 敷地内の清掃
 - ・発生原因の除去
- (4) 臭気の軽減
 - a 消臭・脱臭剤の使用

3 生活型悪臭についての検討

生活型悪臭の防止対策を指導する場合、一般の悪臭対策と同様に、発生源を特定し、悪臭の発生状況を把握することが重要である。

そのため、これらのことを十分考慮し、効果的な防止対策、被害の未然防止、被害の再発防止について検討する必要がある。

特に、生活型悪臭のような小規模な悪臭では、(1)排出口の変更、(2)日常の管理、(3)清掃の実施等を行うことにより、簡単で経済的に解決できる場合も多い。

このような観点から生活型悪臭対策について検討を行った。

特定工場等に係る騒音・振動・悪臭の 規制基準の区域区分

都市計画法による用途地域が定められている地域については、原則として次表の区域区分とし、その他の地域は次表に準じて区分する。

区 分 用途地域		騒音の区域区分		振動の区域区分		悪臭区分
		特定施設	特定建設作業	特定施設	特定建設作業	
第1種、第2種 低層住居専用地域、 田園住居地域		第1種区域 (緑色)	第1号区域	第1種区域 (緑色)	第1号区域	A 区 域 (緑色)
第1種、第2種 中高層住居専用地域		第2種区域 (黄色)				
第1種、第2種、準 住 居 地 域						
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域		第3種区域 (赤色)		第2種区域 (黄色)		B 区 域 (黄色)
工 業 地 域	学校、病院等の 周辺おおむね 80mの区域内	第4種区域 (青色)		第2種区域 (赤色)	第2号区域	C 区 域 (赤色)
	上記以外の地域		第2号区域			
工 業 専 用 地 域		原則として指定地域に含めない				

(注)

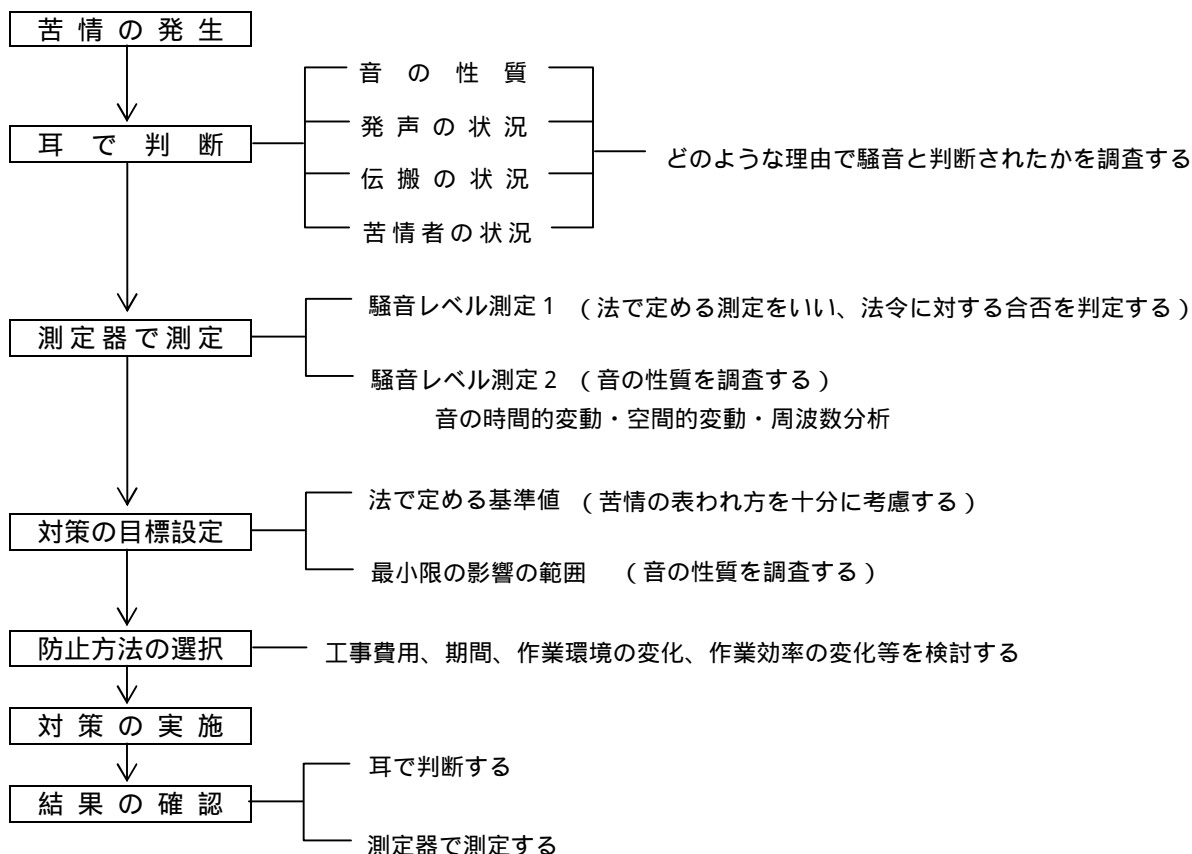
工業専用地域のうち周辺地域における住民の生活環境を保全する必要があると認められる場合は、その実態に鑑み区域区分する。

都市計画法による用途地域の定められていない地域については、用途地域が定められている地域に準じて地域の実態に鑑み区域区分する。

農地、森林、原野等住民の生活環境を保全すべき実態のない地域は、原則として除外地域とする。ただし、周辺地域における住民の生活環境を保全する必要があると認められる場合は、その実態に鑑み区域区分する。

各区域区分の接点が2ランク以上ある場合は緩衝帯を設ける。(幅30メートル)

騒音対策の手順



騒音計・振動計等測定機器の管理

計量法に基づき騒音計・振動計については、一定期間ごとに検定を受ける必要があるため、必ず実施し、測定機器の適正な管理に努める。また、レベルレコーダーについては一般財団法人 日本品質保証機構が定める検査要領に基づき、定期検査が推奨されている。

(騒音計：5年ごと、振動計：6年ごと、レベルレコーダー：3年ごと)

公害防止管理者等の選任

騒音・振動の指定地域内において、新たに「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）」に基づく特定工場となる場合は、騒音・振動に係る公害防止統括者（常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者の場合は選任しなくてもよい。）及び公害防止管理者並びにそれぞれの代理者を選任し、市町村長（騒音・振動のみの場合）に届出ることとされている。

< 特定工場となる対象施設 >

騒音発生施設：騒音規制法施行令別表第1に掲げる金属加工機械のうち、

- ・ 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン（百重量トン）以上のものに限る。）
- ・ 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマ - に限る。）

振動発生施設：振動規制法施行令別表第1に掲げる金属加工機械のうち、

- ・ 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン（3百重量トン）以上のものに限る。）
- ・ 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン（百重量トン）以上のものに限る。）
- ・ 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマ - に限る。）

< 公害防止管理者の資格 >

公害防止管理者試験に合格した者又は経済産業大臣及び環境大臣が指定する資格認定講習会を修了した者

○ 事務処理上の留意事項（騒音規制法関係）

1 特定施設の種類の扱い

問) 機械プレス（呼び加圧能力294キロニュートン以上のもの）は、金属加工機械の1分類として上げられているが、これを金属加工以外の用途に供する場合も特定施設に該当するのか。

答) 金属加工以外の用途に使われていても金属加工機械として使えるのであれば、特定施設として届出対象とする。

問) 送風機（原動機の定格出力7.5kW以上のもの）をクーリングタワー、加熱炉及びボイラー等の設備の一部として使用する場合も特定施設に該当するのか。

答) 送風機を送排風用として単独で使用する場合はもちろん、例示のような設備の一部として設置される場合も特定施設に該当する。

問) 印刷機械（原動機を用いるもの）を事務用として使用する場合も特定施設に該当するのか。

答) 事業場としての事務所に設置されているものは特定施設に該当する。

2 特定施設の原動機の定格出力の扱い

問) 定格出力が5.5kWの原動機を3台備えた空気圧縮機は、特定施設に該当するのか。

答) 空気圧縮機は原動機1台当たりの定格出力が7.5kW以上のものに限り特定施設であるので、例示のような場合は特定施設に該当しない。

問) 2kWと1kWの定格出力の原動機を1台ずつ備えた圧延機械は、特定施設に該当するのか。

答) 圧延機械は原動機の定格出力の合計が2.25kW以上のものに限り特定施設である。例示の場合は合計が3kWになるので特定施設に該当する。

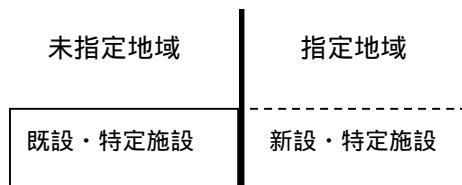
3 特定施設の定格出力が馬力数表示の場合の扱い

問) 金属加工機械で原動機の定格出力が3.75kW以上のものを特定施設としているものがあるが、5馬力（5PS、5HP）表示のものは、特定施設に該当するのか。

答) 馬力数で表示された施設の定格出力の算出は、1馬力が0.746kWに相当するものとして取り扱う。したがって、5馬力の表示がある施設は、3.73kWとなり、特定施設には該当しない。

4 特定工場等の敷地が2つの区域にまたがる場合の扱い

問) 未指定地域に特定施設を設置している工場が、敷地を拡張して指定地域内に特定施設を設置しようとする場合、届出を必要とするのか。



答) 未指定地域に特定施設を設置する工場は届出を要しないが、指定地域内での特定施設設置については届出を要する。

また、指定地域内で特定工場等の敷地が2種類の規制区域（例えば、第2種区域と第3種区域など）にまたがる場合の規制基準値は、それぞれの区域の基準値を適用する。

5 指定地域内の特定工場等の敷地が2以上の市町村にまたがる場合の届出の扱い

問) 特定工場等の敷地が2つの市町にまたがる場合の届出はどうするのか

答) 当該工場等の主たる所在地を管轄する市町に届出を行わせる。主たる所在地とは例えば定款及び設立登記に記載されている住所を参考とする。

なお、届出を受理した市町は、隣接市町に届出書の写しを送付するなど、改善の指導に際しても適宜連絡調整を図り、騒音防止の実行に配慮する。

6 改善勧告及び改善命令が適用される施設

問) 騒音規制法第12条の改善勧告及び改善命令は、特定施設以外の施設に係るものを含めて、特定工場等から発生する騒音が適用の対象となるのか、特定施設に係るものに限られるのか。

答) 騒音規制法における特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しているかどうかは、工場の敷地境界線における騒音で判断される。すなわち、工場騒音の規制は施設単位ではなく工場単位で行われるものである。

また、騒音の防止の方法についても、特定施設に係るものを含めて工場全体としてとらえなければ意義に乏しい。

以上より、特定施設以外の施設に係るものも含めて、特定工場等から発生する騒音が適用の対象となると解する。

騒音、振動、悪臭の規制地域及び騒音の環境基準の指定地域の状況

区分 市町村		騒音規制法	振動規制法	悪臭防止法	騒音環境基準
		指定地域の有無	指定地域の有無	規制地域の有無	地域指定の有無
1	甲府市				
2	富士吉田市				
3	都留市				
4	山梨市				
5	大月市				
6	韮崎市				
7	南アルプス市				
8	北杜市				
9	甲斐市				
10	笛吹市				
11	上野原市				
12	甲州市				
13	中央市				
14	市川三郷町				
15	早川町			×	
16	身延町				
17	南部町				
18	富士川町				
19	昭和町				
20	道志村				
21	西桂町				
22	忍野村				
23	山中湖町				
24	鳴沢村				
25	富士河口湖町				
26	小菅村	×	×	×	
27	丹波山村	×	×	×	
市町村計		25	25	24	17